一、工場全部解散シ退職手当金トシテ（四）、
対シ一金千円ヲ支給スル
一、工場主ハ公私傷病者ノ場合ハ治療ヲ支給スル
一、食堂其他ノ設備ハ完全ニ工場主之レヲ考慮スル
一、工場主ハ新ニ従業者ヲ雇入ルヽ時ハ組合員ヲ雇入ルヽ

（リ）摂津製油株式会社八尾工場
所在地　大阪府中河内郡瀧井村字赤中一
労働者　四五名
参加者　二三名
争議経過　組合　労働総同盟（関係人二二）
争議ノ原因　事業不振ノ為メ五月一日ヨリ一時休業スル旨四月十日発表シタル
結果　従業員ハ之ヲ承認シ休業ノ実施ヲ見ル

ルニ至リ職工ハ猶熱シ休業中ノ生活保障方ノ支出ヲ望ミニヶ
月分ノ給与ヲ要求シ
五月四日　工場ハ一時休業シ四五日ヨリ再開スルニ解決ス

（ヌ）合資会社豊洲社
所在地　牛込区市ヶ谷町
労働者　三八名（内女六名）
参加者　全員
争議経過
本社ハ元来東京市郡部ニ在リシガ本年三月中両国ニ移転
シタルガ為メ職工ハ通勤困難ヲ訴ヘ
賃金値上ゲ及新築工場ニ移転ノ
場合ハ旅費ヲ支給セヨトノ要求
書ヲ四月五日提出シ其ノ金額二千五百円ヲ